

6月定例会のあらまし

新型コロナウイルス感染症対策 アマノギフト事業費など

6月定例会を、5月29日から6月24日までの27日間の会期で開きました。

市長から総合計画条例の制定、税条例の一部改正、一般会計補正予算など14件が提案され、全て原案のとおり可決しました。

また、議員提出の議案1件を可決し、陳情1件を継続審査としました。

一 一般会計の補正予算を可決しました。4億573

0万3千円を追加し、総額410億579万8千円となりました。

追加された内容は、新型コロナウイルス感染症対策が大半で、主なものは次のとおりです。

水道使用料金のうち8月分および9月分の基本水量料金が減免されることに伴い、減収分を一般会計が負担するため、水道事業会計支出金442

2万円、簡易水道事業会計支出金129万6千円

65歳以上の人にギフト申込ハガキとカタログ冊子を送付し、市内の協力事業者が取り扱う商品または提供するサービスに交換できる市独自の事業を実施するため、アマノギフト事業費1億358万4千円。

低所得のひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯への臨時特別給付

金給付事業費8330万2千円。

不安な妊娠期を過ごした子育て世帯を市独自に応援するため、新生児子育て世帯応援給付金給付事業費2524万3千円。国の提唱する「新しい生活様式」の早期普及啓発に協力し、具体的な取り組みを実践した市内中小企業者などへ市独自の協力金として、「新しい生活様式」普及推進協力金交付事業費1億5617万6千円。



また、65歳以上の人が安全運転支援装置を購入し、設置した場合の費用の一部を補助するため、

高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金576万円、県の委託事業として道德教育の効果的な指導方法について知識を深めるため、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援費（美和小）20万円など。

（3ページから4ページに掲載しています。）

国

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を可決

しました。主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合などにおける国民健康保険税の減免の特例を定めるものです。

介

護保険条例の一部を改正する条例を可決しまし

た。主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合などにおける第1号被保険者の介護保険料の減免の特例を定めるものです。

